

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成28年  
10月14日  
(金曜日)

## 目次

○告示

自然公園法第九条第二項の規定による公園事業の決定(二件)(自然保護課).....一

解除予定保安林(周南市)(森林整備課).....二

道路の区域の変更(道路整備課).....二

道路の供用の開始(道路整備課).....二

河川区域の変更による廃川敷地等(河川課).....二

道路の位置の指定(建築指導課).....二

○公告

契約の締結(情報企画課).....三

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課).....三

公共測量の実施(監理課).....四

### 山口県告示第三百十五号

自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第九条第二項の規定により、秋吉台国定公園に関する公園事業の一部を決定した。

その概要は、次のとおりである。

事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県美祢農林事務所及び美祢市総合観光部観光総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政



### 山口県告示第三百十六号

自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第九条第二項の規定により、北長門海岸国定公園に関する公園事業の一部を決定した。

その概要は、次のとおりである。

事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県下関農林事務所及び下関市豊北総合支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

|           |          |                   |            |
|-----------|----------|-------------------|------------|
| 公園名       | 事業名      | 位 置               | 規 模        |
| 北長門海岸国定公園 | 土井ヶ浜歩道事業 | 下関市豊北町大字神田上(土井ヶ浜) | 防護柵 三六メートル |

### 山口県告示第三百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十八年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 解除予定保安林の所在場所
- 周南市大字栗屋字道貫田一六四(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備及び公衆の保健
- 解除の理由
- 無線施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第三百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年十月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 一般国道  
路線名 三二六号  
道路の区域

| 区 間                                       | 旧新別          |              | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延<br>(メートル)長 | 備 考 |
|---|--------------|--------------|-----------------|--------------|-----|
|   | 新            | 旧            |                 |              |     |
| 長門市深川湯本字平町二四〇の一地先から<br>同市深川湯本 同字二三八の一地先まで | 最狭<br>一一七・七五 | 最狭<br>一九三・六六 |                 | 七・六          |     |
|   |              |              |                 | 七・六          |     |

### 山口県告示第三百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

| 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
|-----|---------------|---------|
|     |               |         |

一 一般国道 三二六号 長門市深川湯本字平町二四〇の一地先から同市深川湯本 同字二三八の一地先まで  
平成二十八年十月十五日

### 山口県告示第三百二十号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 河川の名称 矢玉川水系矢玉川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十八年十月十四日
- 三 廃川敷地等の位置 下関市豊北町大字神田上字松崎三三九五番一
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 土地 一九三・三五平方メートル

### 山口県告示第三百二十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。  
平成二十八年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

| 地 名 及 び 番 地      | 幅員<br>(メートル) | 延<br>(メートル)長 | 指定年月日     |
|------------------|--------------|--------------|-----------|
| 下松市南花岡六丁目一七五七の二〇 | 四・〇          | 四・八          | 平成二八、九、三〇 |



(四一七) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十八年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
総合企画情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
内部Proxy・URLフィルタサーバ賃貸借業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十八年八月三十一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 広島市南区比治山本町二一番二〇号
- 六 契約金額  
四百七十五万三千八十円
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政

(四一八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年五月三十一日山口県公告(二三二)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十月十四日から同年十一月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオンタウン小郡  
所在地 山口市小郡下郷三五二九の一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求めない。

(四一九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年六月三日山口県公告(二三二)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十月十四日から同年十一月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 スーパードラッグコスモス宇部厚南店  
所在地 宇部市大字妻崎開作五二〇の一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求めない。

(四二〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年六月三日山口県公告(二三三)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十月十四日から同年十一月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 スーパードラッグコスモス下松店  
所在地 下松市大字末武下四二三の一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(四二) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十八年十月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量(空中写真測量)
- 二 作業の地域  
山口市
- 三 作業の期間  
平成二十八年九月三十日から平成二十九年三月三十一日まで